

理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和 45 年の当初決定以来、7 回の見直しを行ってきたところですが、今回、令和 2 年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、本案のとおり変更するものです。

四之宮地区、東八幡五丁目地区は、河川改修による区域区分境界の地形地物等の変更に伴う、市街化区域に編入を行うものです。

南原三丁目地区は道路整備、上平塚地区及び馬入地区は河川改修による区域区分境界の地形地物等の変更に伴い市街化調整区域へ編入するものです。